

研究テーマ： 社会福祉士養成のための相談援助実習プログラム開発	
研究代表者： 保健福祉学部 人間福祉学科 講師 西村 いづみ	連絡先： i-nisimura@pu-hiroshima.ac.jp
共同研究者： 永野 なおみ（保健福祉学部 人間福祉学科 准教授） 田中 聡子（保健福祉学部 人間福祉学科 准教授） 手島 洋（保健福祉学部 人間福祉学科 講師） 吉田 倫子（保健福祉学部 人間福祉学科 助教） 中島 康晴（社団法人 広島県社会福祉士会 会長）	
<p><b>【研究概要】</b></p> <p>2007年に社会福祉士養成のカリキュラムが改正され、相談援助実習においても高い実践力を涵養する内容が求められることになった。これに対応した実習プログラムの開発を目的に、社団法人広島県社会福祉士会と共同で研究を進めてきた。研究の最終年度にあたる平成23年度は、実習生を対象とした質問紙調査および実習指導者を対象とした実習プログラムに関する面接調査を実施した。調査結果から、実習事前学習・事後学習の状況、実習指導者による相談援助実習の意味づけによって、段階的な実習プログラムによる学習達成度が異なることが示唆された。</p>	

#### 【研究の背景】

1987年に社会福祉士及び介護福祉士法が定められ、社会福祉分野における相談援助の専門職が国家資格化した。その後、社会構造や社会福祉を取り巻く状況は大きく変化し、社会福祉が対象とする問題は拡大・複雑化し、社会福祉士にも新たな役割や課題解決力が求められるようになった。社会福祉士及び介護福祉士法改正（2007）に伴い、社会福祉士養成カリキュラムも見直され、その目的は高い実践力を備えた社会福祉専門職を養成することに置かれた。実践力養成に不可欠な実習教育においては、見直しによって従来の「社会福祉援助技術現場実習」という名称が「相談援助実習」とその内容を明記したものとなり、養成校と教員、そして実習現場における実習指導者の要件が厳密に定められた。また、実習内容に関して、厚生労働省は新たに相談援助実習のシラバスを示し、教育に含むべき事項として、利用者の支援計画の作成や権利擁護、エンパワメント、地域への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワークキング等を掲げている（文部科学省・厚生労働省（2008）「社会福祉士学校及び介護福祉士学校の設置及び運営にかかる指針について」）。それまで、実習教育はその内容を各養成校に一任されていた。実際、介護業務や事務作業等を中心とした実習や、社会福祉士の指導を受けない実習も散見された。相談援助の専門職養成を目指した実習教育でありながら、その実務を学ぶ機会は保障されていなかったとも言え、こうした実習のあり方が問題として指摘されてきたが、社会福祉士の現場への配置が十分でなかったこともあり、対応がとられることはなかった。今回の見直しによって「実習の質の担保と標準化」を目標とした体制が制度上は整備された。実質的にも実践力養成につながる相談援助実習とするために、新カリキュラムに対応した実習プログラムの検討が必要と思われる。

#### 【研究の目的】

本研究は、社会福祉士新養成課程における相談援助実習プログラムを検討し、効果的な実習プログラムを開発すること、さらに実習施設・機関にてその活用をはかることにより県内の相談援助実習の質の向上をはかることを目的とした。

#### 【研究の方法】

本研究は2年計画で実施した。平成22年度(研究1年目)には、①新養成課程における相談援助実習について、段階的な実習プログラムを実習指定施設に所属する実習指導者と検討し、

本学の「社会福祉実習Ⅰ（相談援助実習；平成22年度に開講；2年次・60時間）」に導入した。また、②効果的な実習教育のあり方を検討するための基礎資料の収集を目的に、広島県内の社会福祉士の実習指定施設・機関および実習施設等に所属する社会福祉士個人を対象とした実習教育に関する質問紙調査を実施し、現時点における相談援助実習の実態や課題を明らかにした（詳細は、平成22年度県立広島大学重点研究事業報告書「社会福祉士養成のための相談援助実習プログラム開発—社会福祉士実習教育に関する実態調査—（2011）」、および社団法人広島県社会福祉士会HPに掲載）。

2年目に当たる平成23年度は、開発した段階的な実習プログラムの評価および実習プログラム導入上の課題を明らかにするため、③段階的な実習プログラムを終了した実習生\*1を対象とした質問紙調査、そして④「社会福祉実習Ⅱ」配属先実習施設・機関の実習指導者を対象とした実習プログラムに関する面接調査を実施した。③は、実習施設・機関種別（社会福祉実習Ⅰ・Ⅱ）、「社会福祉実習Ⅰ」と「社会福祉実習Ⅱ」との連続性に関する質問項目で構成された質問紙を用い、社会福祉実習教育終了後、集合調査形式で行った。回答依頼時に、文書と口頭で説明合意を得て実施した。調査協力者は36名であった。④では、調査協力の得られたフィールド・ソーシャルワーク分野およびレジデンシャル・ソーシャルワーク\*2分野の実習指導者6名に対し、個別面接を実施した。

\*1本学において「社会福祉実習Ⅰ」「社会福祉実習Ⅱ（3年次・120時間）」を履修した学生。

\*2フィールド・ソーシャルワーク：地域包括支援センター、病院、社会福祉協議会等、地域相談機関におけるソーシャルワーク。レジデンシャル・ソーシャルワーク：児童養護施設、特別養護老人ホーム、障害者支援施設等、入所・通所施設におけるソーシャルワーク。

**倫理的配慮**本研究においては「個人情報の保護に関する法律」、厚生労働省「福祉関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」、「県立広島大学の研究者の行動規範」を遵守している。調査対象者に対して、調査の目的、回答結果は本研究の目的以外には使用しないこと、実習評価とは一切関連がないこと、匿名化した形でデータ収集を行い、得られた情報は個人が特定できないよう加工すること等、文章等を用いて説明した。実習生を対象とした調査では、実習評価担当以外の者が配布・回収を行った。得られた情報は個人が特定されないよう加工し、自由記述はカテゴリー化を行った。記入済質問紙および調査データは特定の施設できる部屋にて管理し、集計・分析後は消去した。

## 【結果と考察】

実習生を対象とした質問紙調査から、第一段階の実習（社会福祉実習Ⅰ）における体験的学習が、第二段階の実習（社会福祉実習Ⅱ）において参考になったと評価したことは、○挨拶やマナーなど習慣的に行われることにより体得される事柄、○利用者とのかかわりのきっかけや話題の提供の選択といった利用者との初期コミュニケーションに関する事柄、○実習中に現場にて交わされる専門用語から引き出されるイメージの助けになるといった用語理解に関する事柄、○利用者の生活背景や生活課題にまで考察する行為を促進する事柄であった。面接調査からは、実習分野によって、マイクロ～マクロレベル全てのソーシャルワークの実際を直接体験学習することが難しい現状があり、講義や関係機関への派遣等など実習指導者が個々に工夫を凝らしていること、実習事前学習および事後学習の状況、そして実習中の実習指導者による実習の意味づけによって、段階的な実習プログラムによる学習達成度が異なることが示唆された。今回、提示した実習施設・機関種別実習プログラムは、各種別施設・機関1～2カ所程度にもとづき作成したものであり、調査協力施設・機関固有の特長が大きく反映されたものである点是否定できない。今後は、データを蓄積し、実習プログラムに改良を加えること、各施設・機関に共通して実施可能な内容を整理する必要がある。また、養成校によっては、社会福祉実習を一か所のみ配属し短期間に集中して行う形式を採用しているところもあり、段階的な実習プログラムとの比較検討が求められる。